

令和2年11月30日

各都道府県地方部会長 殿
各都道府県福祉医療委員長 殿
各都道府県補聴器キーパーソン 殿

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会
福祉医療・成人老年委員会
担当理事 土井 勝美
兵頭 政光
委員長 梅野 博仁

【お知らせ】 日本耳鼻咽喉科学会 補聴器相談医制度関連規則等の改定について

この度、補聴器相談医制度関連規則等の改定案が令和2年11月8日の当学会理事会にて承認され、令和3年1月1日より施行する運びとなりました。日耳鼻専門医制度と補聴器相談医制度を連動させることで、より効率的な制度運用を目指すことになりました。以下に主な改定点をお示しします。それぞれの規則および施行細則の改定内容の詳細につきましては、別に添付します改定版でご確認くださいと幸いに存じます。

主な改定点としては、①補聴器相談医の委嘱期間を5年間とすること、②補聴器相談医資格更新に必要な単位数は5年間で2単位以上とすること、③5年毎の専門医資格更新時に補聴器相談医資格も同時に更新すること、④日耳鼻会員情報システムにより補聴器相談医の単位管理を行うこと、⑤今後の補聴器相談医委嘱・更新等に関わる事務手続きは日耳鼻会員マイページ上で会員各自が行うこと等が、あげられます。

補聴器相談医の委嘱および更新の事務手続きについては、これまでは各地方部会にお取りまとめいただいておりますが、今後は申請される先生ご自身が会員マイページから申請等を行なっていただくこととなります。長年にわたり補聴器相談医制度の運用にご支援を頂戴してまいりました各地方部会長の先生方、福祉医療委員長ならびに同委員会の先生方、そして補聴器キーパーソンの先生方には厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

2021年4月に補聴器相談医資格の更新を予定しておられる先生の中で、すでに2単位以上を取得されておられる先生につきましては、そのまま2021年4月に更新していただけます。更新時点で単位を満たしておられない先生につきましては、すでにお知らせした通り、1年間の資格延長をお認めいたしますので、2022年4月に資格更新をお願いいたします。また、2021年1月24日（日）に開催を予定している日

耳鼻主催「補聴器相談医更新のための講習会」を受講していただき、2単位以上取得された先生には、2021年4月に更新していただくこともできます。現時点での取得単位数につきましては、ご自身の会員マイページ上で各自ご確認ください。

2021年4月に専門医資格の更新を予定しておられる先生の中で、補聴器相談医資格をお持ちの先生につきましては、基本的には補聴器相談医資格の更新を同時にお願ひすることとさせていただきます。それ以後は、資格の維持をご希望される場合には、5年毎に専門医と補聴器相談医の資格更新を同時に行っていただくこととなります。補聴器相談医資格を取得されてから2021年4月までの委嘱期間は、それぞれの先生により異なりますので、委嘱期間の年数に応じて、2021年4月の補聴器相談医資格の更新に必要な単位数の調整を行います。

現在、会員マイページ上で補聴器相談医の委嘱および更新の事務手続きを行うためのシステム構築を行なっています。同システムの準備が整い次第、2021年4月に補聴器相談医資格および専門医（かつ補聴器相談医資格を有する）資格の更新を予定しておられる先生方には、委嘱および更新の手続き方法や必要単位数等について、日耳鼻より個別にご連絡を差し上げます。今しばらくお待ちいただくこととなりますが、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、上記の補聴器相談医制度関連規則等の改定に関してご質問がおありの場合は、sharyo@jibika.or.jp宛にメールにてお知らせください。日耳鼻理事会ならびに福祉医療・成人老年委員会内における審議の必要性等により、お返事をお届けするのに時間を頂戴することもございます点、あらかじめご承知いただけますと幸いです。